

ご挨拶

皆様ご承知のとおり 2019年10月1日より消費税が10%に上がります。



今回の改正は、5%から8%へ改正された時とは違うことも多く、当事務所としてもさまざまな情報を発信していきたいと考えています。

その一環として、消費税研究グループを立ち上げ、今回の消費税改正の内容をお伝えするために、「消費税通信 info 10」を創刊することになりました。わかりやすい紙面作成を心がけて参りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

今月の掲載記事

1. 2019年10月に消費税率が10%に引き上げられます
2. 経過措置があります
3. 軽減税率対策補助金とは?
4. 軽減(複数)税率制度が実施されます
5. 区分記載請求書等保存方式が導入されます
6. 消費税額の総額表示の特例について



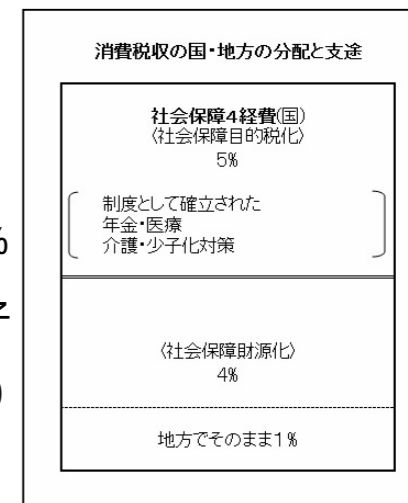
なお、本号では、消費税増税に関して、全般的に概略をご紹介します。次号以降、各項目について、より詳しく掘り下げてお伝えしていく予定です。

1. 2019年10月に消費税率が10%に引き上げられます

平成20年11月に政府の社会保障国民会議がさまざまなシミュレーションを行い、「医療と介護と年金において現在の社会保障の水準を維持するには、平成37年度(2025年)までには消費税を10%にする必要がある」とした最終報告に基づき今回の10%に引き上げられます。

なぜ10%?

地方交付分1%、社会保障財源化4%、社会保障4経費5% (医療と介護で4%弱、基礎年金で1%弱(現在方式)、少子化対策で0.4~0.6%程度)と報告されていて合計で10%になります。



財務所HPより

なぜ消費税?

政府は、社会保障の財源としては、安定していて特定の者に負担がかからない消費税がふさわしいと考えているようです。

消費税の引き上げのメリット、デメリット

メリット

景気に左右されにくく、税収が安定
特定の層ではなく、国民全体で負担できる

デメリット

低所得者への負担が大きい
消費者が生活防衛の為、消費が減り景気が悪くなる傾向がある



2. 経過措置があります

2019年10月1日からは、消費税率10%が適用されます。ただし一定のもの、例えば10月1日をまたぐ請負契約などについては、改正前の税率を適用するなどの経

過措置が講じられています。

例に上げた請負契約に関しては、2019年4月1日を「指定日」として前日の3月31日までに締結した請負契約等については8%を適用することとされています。

これを含め合計10項目にわたり経過措置が設けられています。

3. 軽減税率対策補助金とは？

消費税増税に合わせて実施される軽減税率制度に対応するためには、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等が必要となります。かなり大規模な出費も予想されますが、中小企業・小規模事業者等に対して、この経費の一部を補助する制度が『軽減税率対策補助金』です。

2019年9月30日までに導入又は改修等が完了したものについて申請すれば、補助金の交付を受けることができます。

補助金にはA・B2つの申請類型があります。

A型（複数税率対応レジ導入等） B型（受注システム改修等）

A - 1型（導入型）
A - 2型（改修型）
A - 3型（EPOSレジシステム）
A - 4型（POSレジシステム）

B - 1型（指定事業者改修型）
B - 2型（自己導入型）



【申請受付期限】

A1～4型、B-2型 2019年12月16日
B-1型 2019年6月28日までに交付申請し、12月16日までに完了報告書を提出

【補助を受けられる金額】

A型 1台、1システムにつき20万円が上限となります
B型 小売業は1,000万円、卸売業は150万円が上限となります

4. 軽減（複数）税率制度が実施されます

2019年10月1日から消費税率が引き上げられますが、同じタイミングで軽減（複数）税率制度が実施されます。

軽減税率制度とは、特定の品目に対して消費税を軽減するという制度で、低所得者への配慮という観点から導入されたものです。

軽減税率の対象品目は？

飲食料品（お酒や外食サービスを除く）

新聞（週2回以上発行、定期購読されるものに限る）



で、一定の条件に該当した取引については、10%に引き上げずに、8%に据え置かれます。

経理にどのような影響があるの？

日々の業務	取扱商品や仕入れ（経費）の適用税率の確認が必要です。
帳簿・請求書等	税率を区分して記載する等、一定の記載事項が加わります。
消費税の申告	税率ごとに区分して税額計算を行う必要があります。

5. 区分記載請求書等保存方式が導入されます

現在、消費税の適正な申告には「請求書等保存方式」という、帳簿を保存すると共に取引の相手方が発行した請求書や領収書、クレジットカードの利用明細書などの保存を要件とする方式が採用されています。

2019年10月から始まる「**区分記載請求書等保存方式**」では現状の帳簿や書類の保存に加え、「軽減税率対象」と「それ以外のもの」とを明確に区分した帳簿及び請求書の保存が要件となります。

具体的には！

帳簿・・・軽減税率対象とそれ以外の取引を区分、軽減税率対象の旨の記載が必要

請求書等・・・軽減税率対象資産の譲渡等である旨を記す とともに

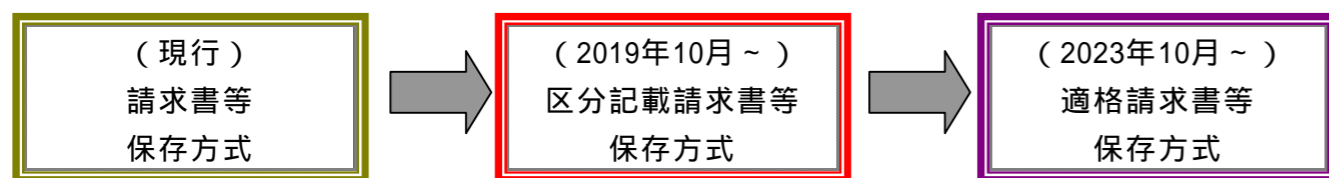
税率ごとに区分して合計した税込対価の額の記載が必要

この改正に伴い、

レジやコンピューターの請求書・会計システムの対応が必要となります。

また、2023年10月からは「**適格請求書等保存方式**」(インボイス方式)が導入されます。

この制度の下では、インボイスが発行出来ない消費税免税事業者からの仕入や購入に対する対価の支払いについては、消費税仕入控除ができないことになり、その結果消費税の納税額が増加します。

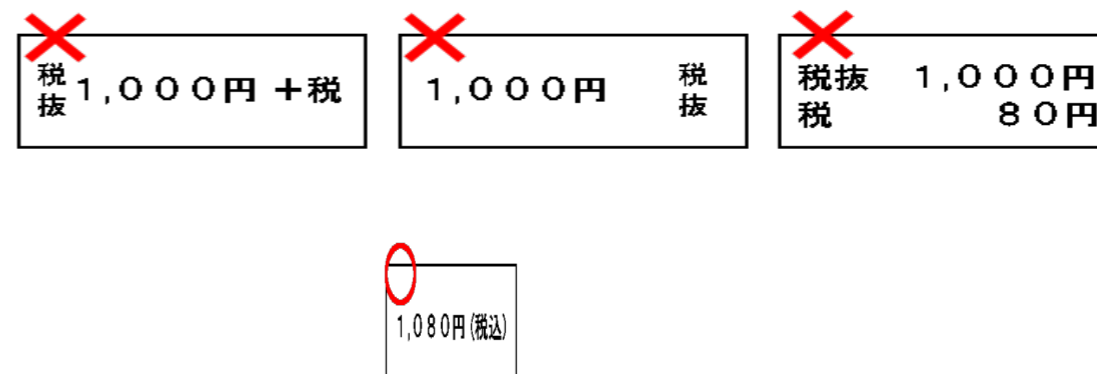


実際の記載例等は改めてご報告いたします！

6 . 消費税額の総額表示の特例について

【総額表示義務の対象となる取引】

2004年4月1日より一般の消費者に商品の販売やサービスの提供を行う、いわゆる小売業者には、値札・インターネット・カタログ・看板・ちらし等において価格を表示する際に、消費税額を含めた総額を表示することが義務付けられています。(事業者間の取引には、総額表示の義務はありません。)



【総額表示義務の特例】

2014年に消費税が増税される際、その後段階的に税率が上がることによる事業者の負担を減らす目的から“消費税抜・消費税込の価格が誤認されなければ、総額表示にしなくてもよい”という特例が設けられており今回の改正でも、この特例が継続して適用されます。

【適用期限】

2021年3月31日まで

編集後記

今月号、如何でしたでしょうか？今回の消費税増税に際して、これだけは押さえておいて頂きたいポイントをお伝えしましたが、まだまだ不可解な点も多いことと思います。今後はそのポイントをひとつずつ取り上げ、より具体的に、より分かり易くお伝えしていくつもりですのでご期待下さい。

次号予告

メインテーマ「**消費税率引き上げにともなう経過措置**」について解説します。

次号は2019年1月31日発行予定です。